

損害賠償及び和解に関する件

平成29年（2017年）5月30日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

北広島市

エア・ウォーター・テクノサプライ株式会社

2 事故の概要

札幌市西区発寒15条13丁目において、相手方所有の建物2棟、構築物2基及び自動車1台が、発寒清掃工場（札幌市西区発寒15条14丁目）の煙突から飛散した錆を含む雨水等により損傷した。

なお、この事故は、議案第20号、報告第8号 番号3から番号14まで、平成28年第3回定例会市議会報告第4号 番号31から番号76まで、平成28年第4回定例会市議会議案第23号、第24号及び報告第2号 番号6から番号88まで並びに平成29年第1回定例会市議会議案第39号から第47号までと同一の事故である。

3 損害賠償の額

(1) 建物分	1, 440, 000円
(2) 構築物分	1, 420, 000円
(3) 自動車分	49, 680円
(4) 合計額	2, 909, 680円

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。